

「青森県地域交通戦略会議運営支援等業務委託」企画提案競技に係る実施要領

1 目的

この要領は、青森県地域交通戦略会議運営支援等業務を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により契約の相手方候補を特定するために必要な事項を定めるものである。

2 発注者（委託者）

青森県

3 業務の概要

(1) 業務名

青森県地域交通戦略会議運営支援等業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和9年2月5日（金）まで

(4) 提案上限額

17,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※実際の契約額は、契約の相手方候補を特定後、企画書の内容に基づき改めて見積書を徴取し、精査した上で別途決定する。

4 参加資格

次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないものであること。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 業務提案書の提出期限の日から契約締結までの間に、青森県知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (6) 次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 役員等（法人にあっては役員であって経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同

- じ。)が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者
- ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用した ことに関し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者
- エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者
- オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を滞納していない者であること。

5 全体スケジュール（予定） 実施状況により日程が変更となる場合がある。

令和8年6月	5日（金）		公募開始
	6月12日（金）	17時	企画提案競技に係る質問書提出期限
	6月17日（水）		質問に対する回答（予定）
	6月19日（金）	17時	企画提案競技参加表明書提出期限
	6月29日（月）	17時	企画提案書提出期限
	7月3日（金）		審査結果通知（予定）
	～7月下旬		委託業務契約締結

6 申込方法等

(1) 企画提案競技に係る質問書の受付及び回答

企画提案競技に係る質問は、質問書（様式2）により、令和8年6月12日（金）17時までに、電子メールにより提出すること。

質問を送信した場合は、電話にて下記12の担当に質問の受信について確認すること。

回答は、令和8年6月17日（水）までに当課のホームページに質問者名を伏せて掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者へ回答するのみとし、ホームページには掲載しない。

(2) 参加申込み

企画提案競技参加申込書（様式1）を令和8年6月19日（金）17時までに、下記12の担当あてに電子メールにより提出すること。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①	企画提案書鑑（様式3）
②	提案事業者概要（様式4） ※記載要件を満たすものであれば会社案内等に代えることも可能
③	企画提案書（任意様式、様式は日本産業規格A4横サイズ）
④	経費積算書（様式5）
⑤	その他、企画提案内容を説明するために必要な書類

(2) 提出部数

6部

(3) 提出期限

令和8年6月29日（月）17時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送により行うこと。直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。

8 企画提案書に記載を求める内容

7（1）③の企画提案書には以下の内容について記載すること。

記載項目（評価項目）	内容
1 業務遂行力	
① 実施体制・全体スケジュール	・業務の全体実施体制（責任者、担当者の配置、実務経験等）について記載すること。 ・具体的な作業項目とそのスケジュールがわかるように記載すること。
② 類似業務に関する実績	・地域公共交通計画の策定に向けた実態調査及び会議運営等に関する類似業務のこれまでの実績を記載すること。 ※記載事項：受託先、受託費、事業年度、受託業務名、業務概要
2 業務実施における工夫	
③ 業務の実施方針	・青森県地域交通戦略会議の運営支援について、どのように取り組むのか考え方を記載すること。
④ 人口情報及び地域特性情報の整理	・整理に必要な情報項目及び整理結果のイメージを具体的に記載すること。
⑤ 県内の公共交通の実態等の現況整理	・現状、課題、将来見通しの整理に必要な項目、将来見通し導出のための手法及び整理結果のイメージを具体的に記載すること。
⑥ 基礎調査の実施	・仕様書（案）4.（5）記載の①～④の調査における調査項目、調査方法、とりまとめイメージを具体的に記載すること。 ・仕様書（案）4.（5）記載の⑤の分析方法、分析結果イメージを具体的に記載すること。
⑦ 追加提案	・仕様書（案）に記載のない業務で、本業務の目的達成に資する提案があれば記載すること。なお、追加提案を行う場合は、本業務の目的達成のためにどのような効果があるのか併せて記載すること。

9 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

本業務の実施に当たり設置する審査会において、提出された企画提案書に基づき、書面審査を実施し、事業者の特定を行う。

なお、審査の結果については、全ての参加者にメールで通知することとし、審査の経過及び審査結果に関する問合せや異議は一切認めない。

(2) 審査基準

審査基準は概ね次のとおりとする。

審査項目		配点
1 業務遂行力	① 実施体制・全体スケジュール ・業務を円滑に行うのに十分な人員・技術を有する実施体制になっているか ・提示された実施体制の下で、全体スケジュール及び進め方が現実的なものになっているか	15
	② 類似業務に関する実績 ・類似業務の実績、ノウハウを十分に有しているか	10
2 業務実施における工夫	③ 業務の実施方針 ・業務の内容を理解し実施方針が妥当であるか	10
	④ 人口情報及び地域特性情報の整理 ・業務の目的に沿った情報項目となっているか ・整理結果のイメージは具体的かつ分かりやすいものになっているか	10
	⑤ 県内の公共交通の実態等の現況整理 ・現状、課題、将来見通しの整理に必要な項目が具体的に記載されているか ・将来見通し導出のための手法は具体的に記載されているか ・整理結果のイメージは具体的かつ分かりやすいものになっているか	20
	⑥ 基礎調査の実施 ・調査項目、調査方法、とりまとめのイメージは具体的に記載されているか ・人流データ分析調査について、目的に沿ったデータ選択になっているか	20
	⑦ 追加提案 ・本事業の目的達成に資する追加提案になっているか	10
3 経費の妥当性	・業務に関する経費が適正に積算されているか ・費用対効果を踏まえた内容となっているか ・提案価格に優位性はあるか	5
合 計		100

10 事業者の決定

- (1) 発注者は、本企画提案競技参加者の中から最も優れた企画提案を行った者（以下、「最優秀提案者」という。）を契約の相手方候補として特定し、業務内容に関する細目事項について、最優秀提案者と県の間で協議の上、業務委託契約を締結する。その際、企画提案の内容により仕様書の一部を変更する場合もある。
- (2) 最優秀提案者と協議が整わない場合、契約締結までの間に最優秀提案者に事故のある場合等、契約の相手方候補としての資格要件を失ったときは、最優秀提案者に対し

- て契約の相手方候補としての資格を取り消す旨の通知をした後、評価点が2番目に高かった者を新たに契約の相手方候補として協議を行う。
- (3) 協議が整った場合は、契約の相手方候補から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、委託契約を締結する。

11 留意事項

- (1) 本企画提案競技に関連して、参加者から提出されたすべての書類や資料の所有権は、県にあるものとし、返却はしない。
- (2) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約を解除する。
- (4) 参加に要する経費は、すべて各参加者の負担とする。
- (5) 企画提案書に対し、青森県情報公開条例第5条に基づく開示請求があった場合は原則公開する。ただし、著作権法第18条第3項第3号により、開示の決定の時までに別段の意思表示をした場合はこの限りでない。

12 問合せ・提出先

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号（県庁南棟3階）

青森県交通・地域社会部交通戦略課 地域モビリティ推進グループ 担当：笹森

TEL：017-734-9151

E-mail：kotsusenryaku@pref.aomori.lg.jp